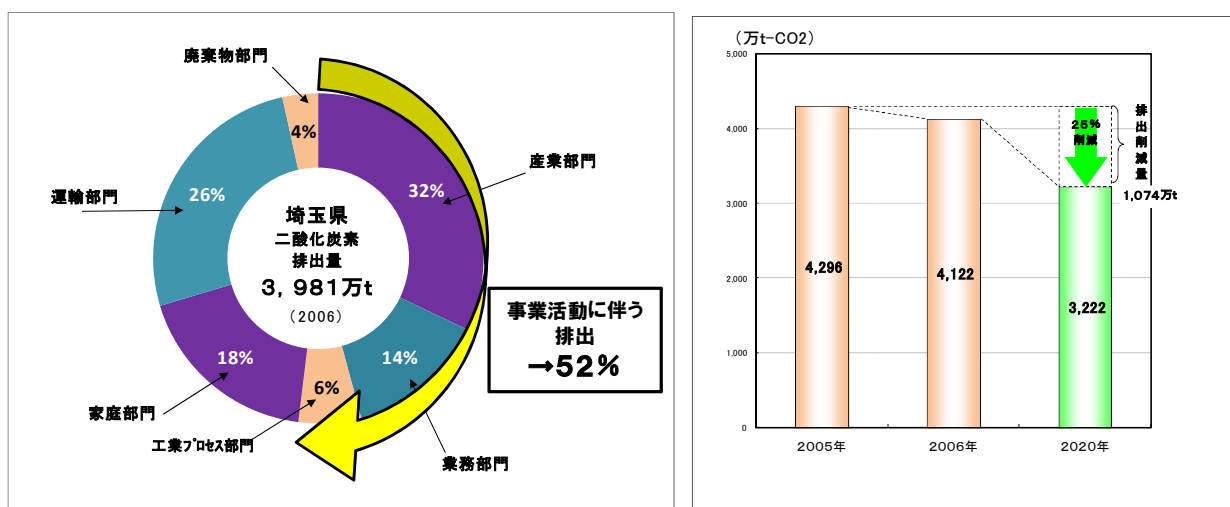


目標設定型排出量取引制度の導入について

1. はじめに

地球温暖化はその影響が現実のものとなりつつあり、まさに「待ったなし」の課題である。こうした中、平成 20 年度には「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050」の策定及び埼玉県地球温暖化対策推進条例の制定を行い、「2020 年までに 2005 年比で温室効果ガスを 25%削減」という目標を掲げ、地球温暖化対策を推進している。

工場や事業場からの二酸化炭素排出量は本県の排出量（3,981 万 t）の 5 割以上を占めており、この分野の二酸化炭素削減対策は重要である。ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 では、工場や事業場における対策の重点施策として目標設定型排出量取引制度の創設を位置づけている。



2. 現行制度（彩の国エコアップ宣言）

- (1) 根拠 埼玉県生活環境保全条例（平成 14 年度～）
- (2) 対象 ①年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500k1 以上の大規模事業所
②大規模小売店舗法で定める店舗面積が 10,000m² 以上の大規模店舗

エコアップ宣言事業者の CO₂ 排出量

	県全体の排出量(a) (2006)	事業活動に伴う排出量(b) (2006)	エコアップ宣言事業者(2008)
CO ₂ 排出量	3,981 万 t	2,066 万 t ((a)に対する比:52%)	1,119 万 t ((b)に対する比:54%)
事業所数	—	約 250,000	666 ((b)に対する比:0.3%)

- (3) 内容
- ・事業者が毎年、二酸化炭素の削減等に関する計画を作成し、県に提出・公表。
 - ・事業者が自主的に目標を設定し、対策を実施

3. 新たな制度

(1) 目標設定 ～県が目標を定める制度に～

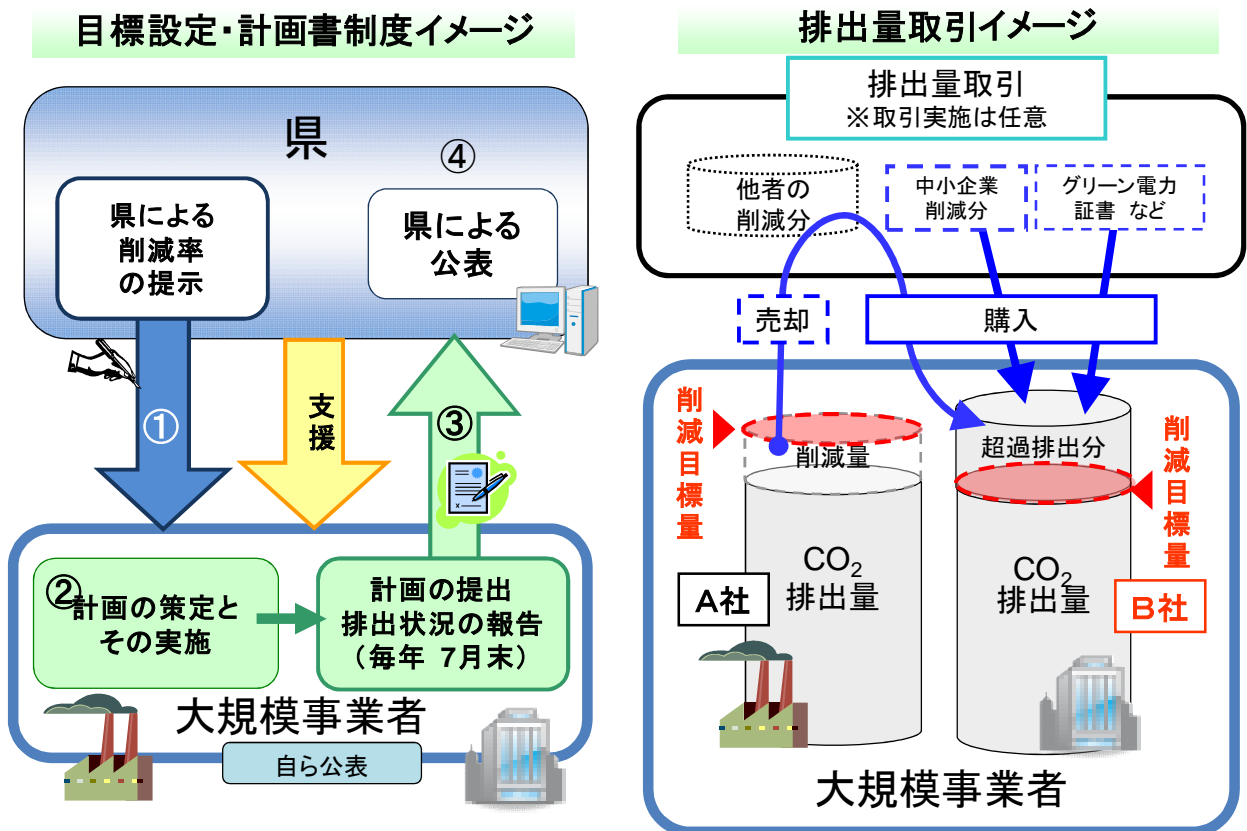
- ◆ 県が対象事業者の温室効果ガスの削減率を設定・公表
- ◆ 対象事業者は県が定めた削減率に基づき、県が定める期間について計画を作成し、対策を実施するとともに、毎年、計画の実施状況や温室効果ガスの排出状況等を県に報告
(計画の実施状況、目標の達成状況は条例に基づき、県が毎年公表)

(2) 排出量取引 ～経済的手法の活用～

- ◆ 対象事業者の期間中の温室効果ガス排出量が削減目標に達しなかった場合は、他者から削減量を取得(排出量取引)することができる ※事業者間相対の取引を想定
- ◆ 中小事業者が削減した量や太陽光発電等の再生可能エネルギー等の取得により、目標を達成することも可能

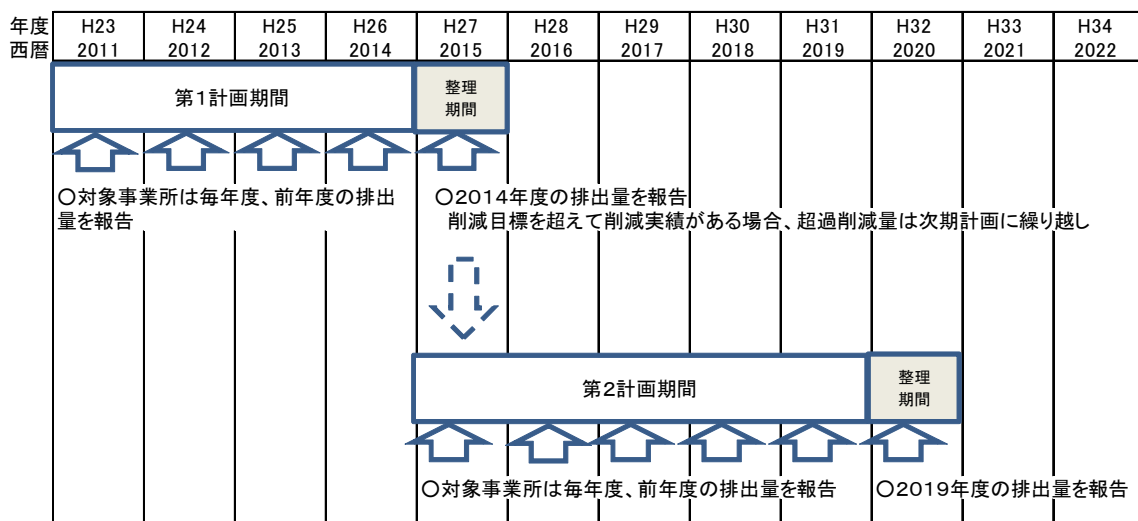
【参考1】東京都の総量削減義務・排出量取引制度
 ・条例で事業者に二酸化炭素の削減を義務付け(平成22～26年度の削減義務率:6%～8%、達成しない場合、罰則有)
 ・削減義務の履行には排出量取引を行うことが可能
 ・平成22年度から制度開始

【参考2】排出量取引市場
 ・現在、東京証券取引所らが、排出量取引所の創設に向けて動き出している
 ・県が取引市場を創設することは考えておらず、相対での取り引きを想定



4. 制度の骨子(案)

- (1) 根拠 埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成 22 年度～）
- (2) 対象事業所 原油換算エネルギー使用量が 3 年連続して年間 1,500k1 を超える事業所
※対象は約 600 事業所と想定
- (3) 対象ガス エネルギー起源（燃料、電力由来）の二酸化炭素
- (4) 対象期間 平成 23～26 年度の 4 年間（第一計画期間）※以降は 5 年間



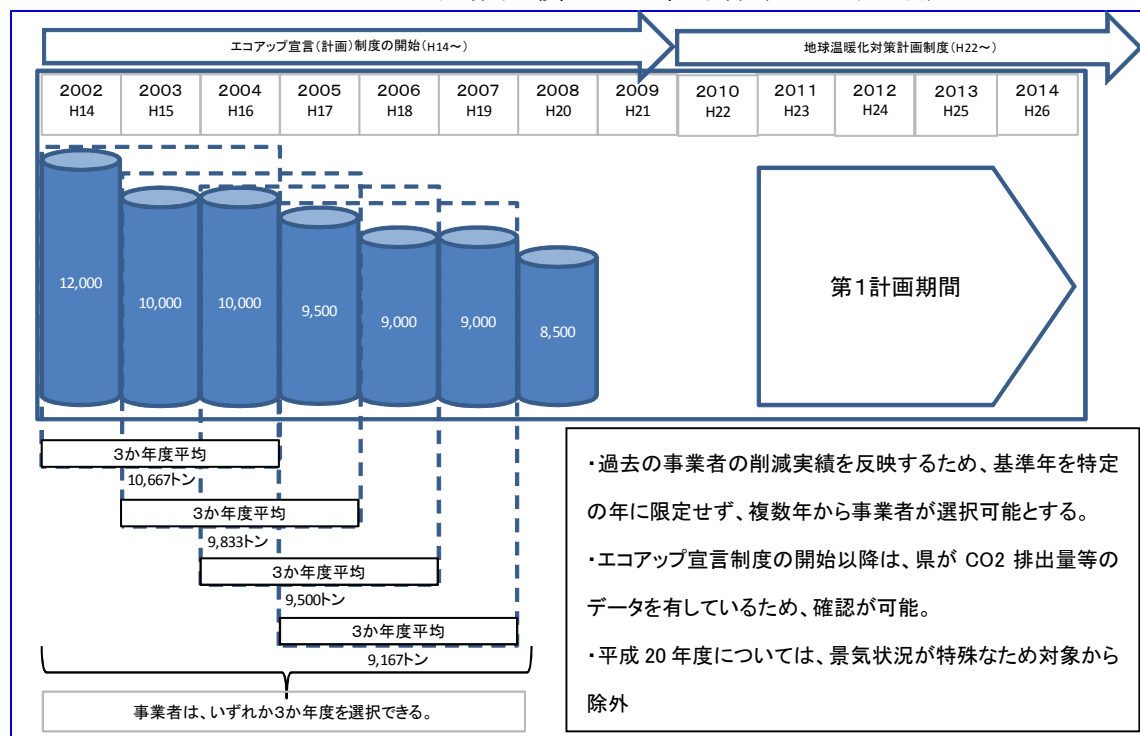
- (5) 削減目標量 基準排出量に対し、県が定める削減率を乗じて算出される量

$$\text{削減目標量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{削減率})$$

(ア) 目標の達成

- (1) 事業者の排出量が削減目標量以下となるよう、省エネ対策等を実施し、二酸化炭素を削減 ※自ら削減が原則
- (2) 排出量が削減目標量以下とならなかった場合には、一定の量の排出量取引が可能
 - ① 他者からの削減量の取得<県内他事業所において削減された排出量の取得>
 - ② 県内中小事業者からの削減量の取得<中小事業者において削減された二酸化炭素の量の取得>
 - ③ 太陽光発電など再生可能エネルギーの環境価値の取得<グリーン電力証書の購入など>
 - ④ その他

(イ) 基準排出量 平成 14 年度～19 年度の間で連続する 3 年間の平均
 ※過去の削減実績に応じ、事業者が選択可能



(ウ) 削減率

(1) 区分

- ①産業部門 (工場等)
- ②業務部門 (オフィスビル、テナントビル等)
- ③地域冷暖房を利用している事業所

の 3 区分で削減率を設定

(2) 設定方法

- ・ 県の削減目標
- 【2020 年までに、2005 年度比、25%削減】
- ・ 産業・業務部門の二酸化炭素排出量に対する対象事業所のシェア、削減必要量
- ・ 事業者のこれまでの二酸化炭素排出状況
- ・ 事業者の二酸化炭素削減余地

などを考慮し、有識者の意見を聞きながら、平成 22 年春までに決定・公表

(参考) 東京都の第一計画期間 (H22~H26) の削減義務率

区分		削減義務率 (基準年度比)
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設	8%
I-2	オフィスビル等のうち、地域冷暖房等を多く利用している事業所	6%
II	区分 I 以外の事業所(工場等)	6%

※第二計画期間の削減義務率の見通し: 基準年度比17%程度

5. 今後の検討事項

- ◆対象とする事業所の範囲
 - ・オフィスビルのテナントの扱いなどについて検討
- ◆新規立地事業所等の扱い
 - ・新規設置工場や設備が大幅に増減した事業者への基準年の設定方法等の検討
- ◆トップレベル事業者の扱い
 - ・すでにトップレベルの二酸化炭素削減対策に取り組んでいる事業所の削減目標率の適用方法について検討
- ◆排出量の検証方法
 - ・排出削減量を他者に売却する場合、第三者による検証が必要となるため、この検証の方法、検証機関の認定方法等について検討

6. 導入に向けたスケジュール

- (1) 事業者現地調査の実施（平成 20 年度～）
 - ・平成 21 年度に全 600 事業所のうち、温室効果ガス排出量の多い事業所を中心とした約 200 事業所の現地調査を実施
 - ・これまでの温室効果ガスの排出状況や対策の実施状況、今後の削減余地等を調査
- (2) 説明会の開催
 - ・平成 21 年 10～11 月に対象事業者向けに制度の概要についての説明会を開催
 - ・平成 22 年春に制度の詳細について対象事業者向けに説明会を開催
- (3) 環境審議会
目標設定型排出量取引制度について今年度審議予定
- (4) 地球温暖化対策の検討に関する専門委員会
新たに目標設定型排出量取引制度等の検討に係る小委員会を設置し（平成 21 年 11 月～）、意見・助言をいただく。
- (5) スケジュール

平成 21 年 11 月～	専門委員会等による制度の骨格等の検討
平成 21 年 12 月	12 月定例会、環境・農林委員会に制度の骨格を行政報告
平成 22 年 3 月	条例に基づく事業活動対策指針の策定・公表
平成 22 年春	削減目標率の公表
平成 23 年 4 月	制度対象期間開始（～平成 27 年 3 月末）
平成 23 年 7 月末	削減目標率に基づく地球温暖化対策計画の作成・提出期限